

平成23年度

事業計画

平成23年3月4日
(社)全国自動車標板協議会

平成 23 年度事業計画

平成 22 年度の経済は、国内の自動車、家電の購買支援策や外需等によりかなり持ち直してきた後、昨年秋以降の世界経済の速度調整や国内の政策効果の息切れの影響が出て、一時足踏み状態に入ったが、その後輸出の下げ止まりや一部生産の底入れ等により、今後は緩やかな回復が期待される状況に到っている。

しかし、平成 23 年度においても雇用情勢については依然厳しい状況が続くこと及び本格的な少子高齢化も進展していくことを考え合わせると、今後状況に応じ各種の取組みを見直していくことが必要になると思われる。

このような厳しい状況の中で、今年の自動車の販売は、登録自動車の新車については前年比 10.6%増の 322.9 万台と 7 年ぶりの増加に転じ、一方軽自動車の新車についても前年比 2.3%増の 172.6 万台と 4 年ぶりの増加に転じ、全体としては 495.6 万台と前年から 7.5%増で 6 年ぶりに前年を上回った。

こうしたなかで、全標協としては、公益法人制度改革に向けた具体的な手続や自動車番号標の今後のあり方に関する課題に適切に対応するとともに、関係省庁のご指導の下、関係団体との連携を一層密にして着実かつ健全な業務運営の確保を図るため、平成 23 年度は次の事業を実施することとする。

1. 公益法人制度改革等への対応

現行の公益法人が一般社団・財団法人又は公益社団・財団法人の何れかへ移行する平成 25 年 11 月末までの猶予期間も半ばを過ぎ、残すところ約 2 年半となった。全標協の一部の会員は前年度に既に申請手続きを開始したが、これまでの内部調査では平成 23 年度に最も多くの会員の移行申請手続きが行われる予定となっている。従って、今後は継続して開催されるセクター別検討会での情報交換への支援とともに、申請に係る個別の各種照会に対する情報提供にも積極的に応じ、会員の新法人への円滑な移行が促進されるよう対応していくこととする。

また、全標協の一般社団法人への移行については、6 月の総会で定款、公益目的支出計画等を含めた申請書（案）の審議・決定が行われるよう諸準備を進めることとする。

なお、昨年5月に実施された政府系公益法人が行う事業に関する事業仕分け結果を踏まえた6月の行政刷新会議決定「政府系の公益法人が行う事業の横断的見直しについて」の調査結果に基づく国の指導については、公益法人制度改革に係る申請手続との関連にも留意しつつ適切に対応していくこととする。

2. 世界のナンバープレート展等を通じた自動車登録手続適正化等についてのユーザー啓発

今日の車社会において、ナンバープレートは即時に車両の特定や識別が可能なことから民事・行政上の大きな役割を担っており、道路運送車両法に基づく自動車ナンバープレート、自動車登録制度のユーザーへの啓発を更に向上していく必要がある。

この目的から実施してきた「世界のナンバープレート展」については、昨年7月に実施したアンケート結果を踏まえて8月の技術委員会及び9月の企画委員会で検討を行った結果、今年度は効果的な啓発をこれまで以上に重視した内容で継続することとなった。この決定とこれまでの成果を踏まえ、本年12月2日から11日にかけて開催される東京モーターショーでのナンバープレート展の準備に取り組んでいくこととする。

また、引き続き「自動車登録等適正化推進協議会」に参画し、自動車登録申請手続に関するリーフレットの作成や、各都道府県・市区町村・警察署等への配布活動に協力し、自動車登録手続等適正化の推進に努めていくこととする。

3. 自動車登録番号標等の今後のあり方に関する検討

昨年5月に「自動車登録手続簡略化」が内閣府の政策グランプリに選ばれ、その提案に盛り込まれた事項を検討することを契機として昨年11月に国土交通省に「自動車登録のあり方に関する検討会」が設置された。検討会では、①所有権の公証のあり方、②封印制度のあり方、③管轄制度のあり方、④O S S利用拡大に向けた制度改善について検討を行い、本年3月末までにその結果が取りまとめられることとされている。

全標協としては、この検討結果を踏まえた行政の動向を注視し、適切に対応していくこととする。

また、これまで全標協においては、自動車登録番号標等の今後のあり方に関する調査研究として、ナンバープレートの電子化に関連するスマートプレートの交付運用等の技術的調査、ナンバープレート偽変造対策へのパッシブ型IC活用調査、ナンバープレートの視認性確保の観点からナンバープレートカバーの調査、反射材を使用したナンバープレートの技術的事実関係に関する調査を行い、行政の参考に資するため国交省に報告してきたところである。今後も、自動車番号標に関する、技術上、品質上の課題等について必要に応じて調査研究を行い、対応していくこととする。

なお、平成21年11月に国の「ナンバープレート表示の視認性確保等に関する検討会」でナンバープレートカバーの全面禁止の方針が示されたところであるが、国における関連の調整状況を見守るとともに、その実施に向けた周知等円滑な実施に協力していくこととする。

4. 自動車保有関係手続のワンストップサービスへ向けた関係団体との協力体制の構築

ワンストップサービスについては、新車・新規登録を対象に、平成17年12月26日から開始され現在10都府県で運用されているが、国土交通省では平成24年度末までに①全国展開する、②変更・移転・抹消登録へ手続きを拡大する、③継続検査時の納税確認を電子化する、④登録手数料の引き下げを図るとしている。

全標協としても、今後交付代行者等が果たす役割を踏まえ、関係団体との連携の下にOSSに向けた全面的協力体制の構築に努めていくこととする。

5. ご当地ナンバー対応を含めた希望ナンバー制の推進

希望ナンバーシステムについては、一昨年度、ユーザー利便の向上、業務の効率化等を内容とするシステム更改を行い、自動車検査登録情報提供サービスや二次元バーコードを活用した誤申請、誤交付防止対策等を行ったところであり、今後ともその適切な運用に努めていくこととする。

また、今後の希望ナンバー中の払底予定番号については、引き続き国にその対策を要請していくこととする。

ご当地ナンバーについては、今後の国等の動きを注視し、かつ平成20年7月に全標協で取りまとめたご当地ナンバーに係る課題整理を踏まえつつ、ご

当地ナンバーのあり方を見極めながら適切に対応していくこととする。

6. 個人情報の保護

会員である交付代行者の取り扱う年間 200 万件を超える希望番号申込者の個人情報について、全標協は認定個人情報保護団体として、個人情報保護指導委員会において決定された業務計画に基づき、会員に対する情報の提供、個人情報保護指針の遵守指導等の充実強化に取り組んでいくこととする。

7. 諸外国における自動車番号標の実情調査

必要に応じ、諸外国における自動車番号標のあり方、交付制度及び活用策等に関する実情を調査し、将来の交付代行業務の検討に資することとする。

8. 標準限界色票の制作配布

自動車標板メーカーが製作する自動車標板の色管理（明度・色相・彩度）の適正を期するために使用する標準限界色票は、経年により退色、劣化する恐れがある。このため 3 年経過時点で更新することとしており、全標協において新しい標準限界色票を作成し、交付代行者並びに標板メーカーに配布し、自動車標板の色管理に万全を期すこととする。

なお、前回作成のものから鉛・クロムフリーとなっているが、自動車標板メーカーの鉛・クロムフリー化への適切な対応方について対策の検討をおこなっていくこととする。

9. 用紙の取扱

検査登録用 OCR シート等用紙及び希望番号用 OCR シート用紙の取扱いについては、遺漏のないよう措置するとともに、取扱方法等の改善について取り組んでいくこととする。

10. 自動車関係団体との連携

自動車関係団体との連携を密にし、情報収集交換に努めることとする。

11. 経営実態の把握

経営実態の把握に努めるとともに、登録番号標及び車両番号標の交付等実績及び希望番号予約率等の実績を取りまとめ、今後の経営環境の変化に適切に対応出来るよう努めることとする

12. 会員及び地標協への協力

- (1) 地標協が実施する公益活動事業を支援する。
- (2) 会員の事業経営の参考となる資料を作成配布し、事業改善に資する。
- (3) 各地標協及び会員向け情報の充実強化並びに迅速な伝達を行い、会員の利便増大に努める。
- (4) 総会、理事会及び常任委員会の議事録等を作成し、会員に配布する。
- (5) 地標協の総会、ブロック合同研究会等の場を活用し、地方と中央との意思疎通を図る。
- (6) 全国公益法人協会主催の会計講習会、(財)自動車検査登録情報協会主催の自動車検査登録講習会への参加斡旋をする。

13. 会員の顕彰等

- (1) 表彰規程に基づき、全標協の運営発展に貢献した者に対し、感謝状又は表彰状及び記念品を贈呈する。
- (2) 慶弔規程に基づき、叙勲等の受賞者に対し慶祝金を、また、物故者に対し弔慰金を贈呈する。